㈠　路線名　日本海沿岸東北自動車道

㈡　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市大岩川字岩清水一八八番一から同市山田字小京田二二三番三まで	前	一一・三〇～二六七・八〇メートル	二四・九四八キロメートル
	後	一一・三〇～二六七・八〇メートル	二四・九四八キロメートル

㈢　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
日本海沿岸東北自動車道	鶴岡市大岩川字岩清水一八八番一から同市山田字小京田二二三番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十四日

○東北地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第百八十四号秋田都市計画道路事業三・四・二十七号千秋広面線及び三・四・二十九号秋田環状線

三　事業施行期間　自平成九年二月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第百十二号角館都市計画道路事業三・四・九号横町線及び三・四・二号大町通線

三　事業施行期間　自平成十四年九月二十日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十六条第三項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の十二及び第十九条の十三の規定に基づき、下記のとおり、危険物を積載する車両の水底トンネルに類するトンネルの通行を禁止し、又は制限するので、道路法施行令第十九条の十五及び道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の十の規定により公示する。

平成二十四年三月二十三日　東北地方整備局長　徳山日出男

記

1　危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルに類するトンネルの名称、箇所及び禁止又は制限する区間名称、箇所

トンネル名称	箇所
あつみトンネル（日本海沿岸東北自動車道（温海―鶴岡））	山形県鶴岡市温海字荻田145番1から山形県鶴岡市五十川字山之脇101番4まで

通行を禁止又は制限する区間名称	箇所
あつみ温泉ＩＣから鶴岡西ＩＣまで（日本海沿岸東北自動車道（温海―鶴岡））	山形県鶴岡市大岩川字中川原38番1から山形県鶴岡市中清水字玉作192番1まで

2　危険物を積載する車両の通行を禁止する当該危険物の表示

別表第1のとおり

3　危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

別表第2のとおり

4　施行期日

この公示に係る通行の禁止又は制限は、上記トンネルの供用開始の日である平成24年3月24日から施行する。

別表第1（通行禁止品目）

1　火薬類及び火薬類以外の爆発性物質

表

項目	品名
火薬類	ジアゾジニトロフェノール テトラセン その他火薬類取締法に規定する起爆薬
	四硝酸ペンタエリスリット ニトログリコール ニトログリセリン その他火薬類取締法に規定する爆発の用途に供せられる硝酸エステル
	煙火（がん具煙火を除く。）
火薬類以外の爆発性物質	ニトロメタン その他これと同程度以上の爆発性を有するもの

2　毒物・劇物及びその他の有毒性物質

表

項目	品名
毒物	シアン化水素 塩化シアノゲン 四アルキル鉛 ホスゲン
劇物	クロルピクリン
毒物・劇物以外の有毒性物質	二酸化窒素（四酸化二窒素） その他これと同程度以上の毒性を有するもの